

## 「5版やさしい放射線とアイソトープ」

## 更新情報

2017（平成29）年の法改正により「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」は2019年9月1日から「放射性同位元素等の規制に関する法律」と名称が変更となりました。また、従来の教育訓練の項目および時間数も2018年4月1日から変更となりました。2021年4月1日からは眼の水晶体の等価線量限度の値が変更となりました。法改正等に伴う本書の読替は以下のとおりです。

（対象；平成26（2014）年1月15日初刷/平成26（2014）年5月2日2刷/平成28（2016）年11月1日3刷）

頁	該当部分	現在	読替																							
89	下から6行目	最近ICRPでは、より低い値が揭示、検討されている。	<u>2011年ICRPの声明ではより低い値となり、各国の法令に取り入れられつつある。</u>																							
108	上から10行目	日本における現在の放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（略して放射線障害防止法という）などは、1990年の基本勧告を取り入れている。	日本における現在の放射性同位元素等の規制に関する法律（略してRI法という）などは、1990年の基本勧告に基づいている。																							
109	図表Ⅲ-22 キャプション 下から2行目	勧告の日本語訳は日本アイソトープ協会から出版されている。	勧告の日本語訳は日本アイソトープ協会のホームページを通して公開されている（ <a href="https://www.jrias.or.jp/books/cat/sub1-01/101-14.html">https://www.jrias.or.jp/books/cat/sub1-01/101-14.html</a> ）。																							
112	図表Ⅲ-25 等価線量限度 「イ.眼の水晶体」	4月1日を始期とする1年間につき150mSv	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13（2001）年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき100mSv</li> <li>4月1日を始期とする1年間につき50mSv</li> </ul>																							
120	図表Ⅲ-30 教育訓練の項目および時間数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者 項目</th> <th>放射線業務 従事者</th> <th>取扱等業務に 従事して管理 区域に立ち入 らない者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線の人体に与える影響</td> <td>30分以上</td> <td>30分以上</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い</td> <td>4時間以上</td> <td>1時間30分以上</td> </tr> <tr> <td>放射線障害防止法令</td> <td>1時間以上</td> <td>30分以上</td> </tr> <tr> <td>放射線障害予防規程</td> <td>30分以上</td> <td>30分以上</td> </tr> </tbody> </table>	対象者 項目	放射線業務 従事者	取扱等業務に 従事して管理 区域に立ち入 らない者	放射線の人体に与える影響	30分以上	30分以上	放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い	4時間以上	1時間30分以上	放射線障害防止法令	1時間以上	30分以上	放射線障害予防規程	30分以上	30分以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者 項目</th> <th>放射線業務従事者・取扱等業務従事者共通</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線の人体に与える影響</td> <td>30分以上</td> </tr> <tr> <td>放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td>放射線障害の防止に関する法令および放射線障害予防規程</td> <td>30分以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 項目と最低限必要な時間数のみ規定</p>	対象者 項目	放射線業務従事者・取扱等業務従事者共通	放射線の人体に与える影響	30分以上	放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い	1時間以上	放射線障害の防止に関する法令および放射線障害予防規程	30分以上
対象者 項目	放射線業務 従事者	取扱等業務に 従事して管理 区域に立ち入 らない者																								
放射線の人体に与える影響	30分以上	30分以上																								
放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い	4時間以上	1時間30分以上																								
放射線障害防止法令	1時間以上	30分以上																								
放射線障害予防規程	30分以上	30分以上																								
対象者 項目	放射線業務従事者・取扱等業務従事者共通																									
放射線の人体に与える影響	30分以上																									
放射性同位元素等または放射線発生装置の安全取扱い	1時間以上																									
放射線障害の防止に関する法令および放射線障害予防規程	30分以上																									

122	上から 3 行目	輸送物については放射線障害防止法	輸送物については <u>RI 法</u>
124	上から 7 行目	事故が緊急である場合には、安全保持のための緊急措置をとるとともに事故発生を警察署、消防署および関係機関へ通報する。	事故が緊急である場合には、安全保持のための緊急措置をとるとともに事故発生を警察署、消防署および関係機関 ( <u>原子力規制庁事故対処室</u> ) へ通報する。
125	上から 3 行目	ただちに周囲の人々、放射線取扱主任者、消防署および関係機関などに通報しなければならない。	ただちに周囲の人々、放射線取扱主任者、消防署および関係機関 ( <u>原子力規制庁事故対処室</u> ) などに通報しなければならない。

以上